

資料 7

新旧対照表

	新	旧
土地利用に関する方針	<p>土地利用については、生産活動及び周辺に及ぼす影響を考慮し、適正かつ合理的な土地利用を図る。特に A 地区においては、建築物等の高さの制限等により、区域に隣接する住宅地へ配慮した土地利用の誘導を図る。</p> <p>民有地における壁面の位置の制限部分については、緑化に努めるものとする。</p> <p>また、C 地区の公共用地は、地区内就業者や地元市民の地域福祉の向上及び職住近接による子育て支援機能の強化のための公共的な土地利用を図る。</p>	<p>土地利用については、生産活動及び周辺に及ぼす影響を考慮し、適正かつ合理的な土地利用を図る。特に A 地区においては、建築物等の高さの制限等により、区域に隣接する住宅地へ配慮した土地利用の誘導を図る。</p> <p>民有地における壁面の位置の制限部分については、緑化に努めるものとする。</p> <p>また、C 地区の公共用地は、地区内就業者の福利厚生や地元市民のコミュニティ機能を担った公共的な土地利用を図る。</p>
地区施設の配置及び規模	<p>道路 補助幹線道路 幅員 14m 1 本 延長約 880m</p> <p>区画道路 幅員 12m 1 本 延長約 180m</p> <p>公園 <u>1</u>箇所 約 <u>11,650 m²</u></p> <p>緑地（緩衝緑地） 約 26,970 m²</p> <p>公共空地 調整池 2 箇所 約 16,550 m²</p>	<p>道路 補助幹線道路 幅員 14m 1 本 延長約 880m</p> <p>区画道路 幅員 12m 1 本 延長約 180m</p> <p>公園 <u>2</u>箇所 約 <u>15,440 m²</u></p> <p>緑地（緩衝緑地） 約 26,970 m²</p> <p>公共空地 調整池 2 箇所 約 16,550 m²</p>
建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 <u>保育所その他これらに類するもの</u> <u>【削る】</u></p> <p>2 路線バスの停留所の上家</p>	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 <u>コミュニティ施設（地区センター等）</u></p> <p>2 <u>近隣の住民の用に供する公園施設に設けられる建築物（公衆便所、休憩所等）</u></p> <p>3 路線バスの停留所の上家</p>